

地元説明会 会議録

名 称	東浦森岡栄地区に関する都市計画の説明会	
日 時	令和7年6月29日（日） 13：00～15：00	
場 所	森岡コミュニティセンターホール	
出 席 者	東浦町役場都市デザイン課	前床課長、小鳥居課長補佐、新美係長、林主任（作成者） 原田主査
	参加者	約 61 名

【概要】

東浦森岡栄地区の市街化区域編入・用途地域及び地区計画の決定を実施するための説明会（都市計画法第16条第1項）を開催しました。

【内容】

都市計画について以下の内容を説明しました。

- ・本地区の概要について
- ・決定する都市計画について
 - 市街化区域編入（愛知県決定）
 - 用途地域（東浦町決定）
 - 地区計画（東浦町決定）
- ・税制上の影響について（参考）
- ・今後のスケジュール（予定）について

詳細は別添説明会資料のとおり

【主な質疑応答】

質問：線路側の計画区域に、桜並木を配置するなどの計画を立ててほしい。

回答：事業者と調整していきます。

質問：この計画への同意は、計画区域内だけに取ったのか。接している区域にも同意を得たのか教えてほしい。

回答：都市計画法上は、計画区域内の方の同意が必要なため、区域内の方にのみ同意を取っています。

質問：地域住民に反対を受けると町は思っていなかったのか。

回答：説明会や意見交換会を通じて、反対されてる方々のご意見も町は伺っておりますので、いただいた意見をなるべく反映できるよう、事業者と調整を図っていきます。

質問：この計画のメリットを教えてください。デメリットが多いと感じます。

回答：税収が入ることに伴うインフラ整備の促進や、雇用の増進が挙げられます。

質問：線路沿いに想定31メートルの高さの施設を建設するから、反対者が多い。

既存の工業団地付近に建設することはできないのか。

回答：既存の工業団地は市街化区域に隣接しておらず、今回の計画は、市街化区域編入も併せて行うため、市街化区域への隣接が必須となります。そのため、線路沿いを建設地として選定しました。

質問：建物の高さは31メートルで決定ですか。

回答：決定ではありません。高さについて懸念される方が多いことは把握しておりますので、今後も事業者と協議を行っていきます。

質問：建築物により、日が当たらなくなって、うつ病になったらどうするのか。

回答：日照条件について事業者と町で調整をして、法的条件はクリアしております。ただし、高い建物が建つことへの皆様の精神的負担を考慮できるよう、今後も事業者との協議を重ねてまいります。

質問：今日の説明会は、どのように周知したのか。

回答：広報とホームページで周知しております。

質問：事業者がまた説明をする機会は、いつですか。

回答：11月の17条縦覧の前、9、10月頃を予定しています。

【その他意見】

- ・雇用者が住める場所を増やしてほしい。
- ・インフラ整備計画を作成してほしい。
- ・反対意見が多くある中で、本当にこの計画を進めるのか。
- ・元々市街化調整区域であった場所を市街化編入して倉庫を建設するのであれば、近隣住民の生活に配慮した計画を作成してほしい。
- ・今までの説明会で、渋滞対策や水害対策等について質問をしてきたが、住民に寄り添った回答がもらえていないように感じる。
- ・住民が意見して議論する場をもっと作ってから、計画を進めるべきである。
- ・事業者も町も、住民の意見に対して分かりやすく説明してほしい。
- ・交通安全面の対策を強化してほしい。
- ・都市計画決定のスケジュールについて、どのタイミングで誰が意見を言えるのかを示してほしい。
- ・南海トラフの津波想定がすごく甘いと思う。建築物の建設にあたり、改めて対策を考えてほしい。
- ・近隣に住んでいるが初めて聞いた話のため、今後は広報だけではなく、情報が伝わるようにしてほしい。